

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案について

令和 8 年 3 月
総務省消防庁予防課

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
国土交通省総合政策局環境政策課
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
防衛省地方協力局環境政策課

1. 省令の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第 2 項においては、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法施行令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならないこととされている。

本省令は、同項の規定に基づき、第一種特定化学物質である「P F O S 又はその塩」、「P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩」、「ペルフルオロオクタン酸関連物質」又は「P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用された消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の取扱いに係る技術上の基準を定めたものである。

2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する省令（令和 7 年政令第 416 号。以下「改正省令」という。）により、「ペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該ペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法施行令原始附則第 4 項）に新たに追加されることに伴い、省令改正を行うものである。

加えて、今後も化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法施行令原始附則第 4 項）は追加されることが見込まれるので、省令の名称の一部を「等」で括り短縮する改正を行う。

3. 根拠法令

化審法第 28 条第 2 項

4. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年6月上旬

施行：令和8年6月17日（改正政令の施行の日（公布の日から6か月を経過した日））

（以上）